

上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

上尾市教育委員会規則第 4 号

上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上尾市学校運営協議会規則（平成 3 0 年上尾市教育委員会規則第 5 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 業務量管理及び健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。